

医療費助成 所得制限限度額

令和6年11月1日現在

◆乳幼児・小中学生・高校生等・妊産婦

扶養人数		0人	1人	2人	3人	4人	5人
子どもの保護者 妊産婦の本人又は保護者	所得	288万円	326万円	364万円	402万円	440万円	478万円

▶令和5年8月1日～ 未就学児は所得制限がありません

◆重度心身障害者（身体障害者手帳1・2級、障害基礎年金1級、特別児童扶養手当1級、療育手帳Aのいずれかに該当する方）

扶養人数		0人	1人	2人	3人	4人	5人
重度の本人	所得	395万4千円	433万4千円	471万4千円	509万4千円	547万4千円	585万4千円
扶養義務者等		663万7千円	688万6千円	709万9千円	731万2千円	752万5千円	773万8千円

◆ひとり親家庭

扶養人数		0人	1人	2人	3人	4人	5人
父・母	所得	208万円	246万円	284万円	322万円	360万円	398万円
扶養義務者等		236万円	274万円	312万円	350万円	388万円	426万円

※ひとり親家庭医療費助成は、養育費年額の8割を父・母の所得に加算します。

↓該当するものがある場合、所得限度額等から控除されます

<p>★所得制限限度額の加算額（以下に該当する場合は、所得制限限度額が加算されます）</p> <p>【子ども・妊産婦・ひとり親家庭の場合】</p> <p>○老人（配偶者・扶養親族）（1人につき10万円）</p> <p>○特定扶養親族及び16歳～18歳の扶養親族（1人につき15万円）</p> <p>【重度心身障害者の場合】</p> <p>本人 … ○特定扶養親族（1人につき25万円） ○老人（配偶者・扶養親族）（1人につき10万円）</p> <p>扶養義務者 … ○老人扶養親族（1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族がないときは、当該扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円）</p> <p>★所得額の控除額（以下に該当する場合は、所得額から控除します）</p> <p>○社会保険料（一律8万円）※重度（本人）は社会保険料全額控除</p> <p>○医療費控除額 ○配偶者特別控除額</p> <p>○障害者控除（1人につき27万円） ○特別障害者控除（1人につき40万円）</p> <p>○寡婦（夫）控除（27万円） ○寡婦（夫）控除の特例（35万円）</p> <p>○勤労学生控除（27万円） ○肉用牛の売却による事業所得の免除</p>
--

◆寡婦

- ◎ 本人所得150万円以下
- ◎ 同一生計世帯（同住所等）の全員の所得の合計額が300万円以下